

家族介護教室参加者募集

介護の知識を学び、介護をする者の負担軽減や、介護について理解を深めるための教室です。

開催場所 デイセンターアルル
鴨島町内原 46 番地3 ☎ 24-3888

第1回	第2回
令和8年2月14日(土)	令和8年2月21日(土)
午後2時～4時	午後2時～4時
内容 予定	<ul style="list-style-type: none">介護保険制度で利用できるサービスや施設の種類について福祉用具を活用した介助技術について着脱介助の際の介護技術自立支援のために～自助具や福祉用具の実演と紹介～

定 員 20人

※申込多数の場合は、抽選となります。

参 加 料 無料

申込方法 長寿いきがい課(本館2階)、各支所(川島・山川・美郷)で申し込みください。

※開催場所でも申し込みできます。

申込期限 令和8年1月9日(金)まで

※マスクの着用やアルコール消毒、検温に協力お願いします。

動きやすい服装でお越しください。



問い合わせ 長寿いきがい課
☎ 22-2264 FAX 22-2260

生活トピックス

第275回まちかどコンサート～クリスマスコンサート～

と き 12月21日(日) 午前11時～午後3時 ところ 鴨島駅前イベント広場
出演者 限定150個! サンタさんからプレゼントをお届け!



●問い合わせ まちかどコンサート実行委員会 ☎ 24-2400 FAX 24-3725 (鎌田)

巡回職業相談

対象者 職業相談希望の方
内 容 県内求人情報の提供と職業相談、職業についての知識や就職の心構えについて指導
※雇用保険の受付は行いません。

【川島】
と き 令和8年1月14日(水)
午後1時30分～2時30分

ところ こだま会館
【山川】
と き 令和8年2月2日(月)
午前10時30分～11時30分

ところ 八坂会館
※各会館へ事前に予約が必要です。

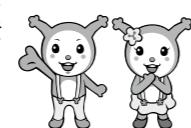
●問い合わせ
ハローワーク吉野川
☎ 24-2166 FAX 22-0410

●予約先
こだま会館 ☎ 25-2221 FAX 25-2239
八坂会館 ☎ 42-4345 FAX 42-7277

浄化槽法定検査のお知らせ

浄化槽を設置している方は、1年に1回、浄化槽の水質に関する検査(法定検査)を受けなければならぬと浄化槽法で定められています。これは業者が行う浄化槽の清掃や保守点検とは別の検査です。

徳島県知事指定検査機関の(公社)徳島県環境技術センターが対象施設に連絡・訪問しますので、ご協力をお願いします。



●問い合わせ
公益社団法人 徳島県環境技術センター

☎ 088(636)1234
浄化槽なんでも相談窓口
☎ 088(636)1177

働くことを希望する若者の就労・悩み相談

働くことを希望している15歳～39歳と40歳代の無業者およびその家族を対象に、これからのことと一緒に考えます。子どもの自立に悩む家族の相談も実施します。

相談は無料で、秘密は厳守しますので、気軽にご相談ください。

※事前に予約が必要です。

と き
●12月19日(金) 午後1時～4時
●令和8年1月23日(金)

午後1時～4時
ところ ハローワーク吉野川1階
特別相談室

●問い合わせ
あわ地域若者サポートステーション
☎ 0883(25)9510
FAX 0883(25)9310

農用地区域からの除外申請受付のお知らせ

農用地区域内の農地を農地以外に利用する場合には、農業委員会へ転用の申請をする前に、農用地区域からの除外手続きが必要です。

農地以外に利用する例としては、農家用住宅、子どもが分家するための住宅(宅地)、資材置場、駐車場、太陽光発電施設(第1種農地は不可)などがあります。農地以外に利用する方は、申請してください。

また、農業委員会での転用許可の見込みがあるか、徳島県が作成した除外の判断基準を満たしているか、資材置場・駐車場目的の場合FIT(固定価格買取制度)の計画認定がされていないかなど、事前の確認が必要です。また、今年度より地域計画の計画区域から除外するための変更申出書も提出する必要があります。

なお、周囲の農地の状況などにより総合的に判断を行うため、申請によって必ず除外がされるものではありません。

申請書は、市ホームページからダウンロードできるほか、農林業振興課(東館1階)にも備え付けています。

受付期間 12月1日(月)～26日(金)(土・日を除く)



問い合わせ 申込み 農林業振興課
☎ 22-2228 FAX 22-2237

森林作業機械購入補助事業のお知らせ

森林整備および里山林の保全管理のため、森林環境譲与税を活用して、森林作業機械の購入を補助するための事業です。

●補助対象者

市内に住所を有する個人または法人

1. 森林法で定められた森林を市内に所有する者
2. 森林法で定める市内に在する森林について、伐採の権原を有する森林管理を実施する団体

●補助対象経費

森林の整備および里山林の保全管理に必要とされる機械の購入に必要な経費で、機械は新品の物で1台まで

※対象機械はチェーンソー、チッパーなどの森林作業機械

※補助金額は購入価格の2分の1で、上限は25万円

●申請に必要なもの

1. 補助対象費用の見積書の写し
2. 機械の仕様などが確認できる書類またはカタログの写し
3. 所有している森林の位置図および森林を所有していることが確認できる書類

詳しい申込方法などは、市ホームページを確認するか農林業振興課へ問い合わせください。



問い合わせ 農林業振興課
☎ 22-2228 FAX 22-2237

2罰則

業務上横領罪に類するものとして、事業主に対して罰則規定が定められています。

地方税法第324条第3項(10年以下の拘禁刑もしくは200万円以下の罰金、またはその両方)

3従業員への影響

従業員が納税証明を取得できません。

そのため、従業員が銀行からの借り入れができないなどの不利益を被る可能性があります。

問い合わせ 税務課
☎ 22-2215 FAX 22-2247

